

# 大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>第1章 総則</b>            第1条 から 第2条 (略)            第3条            1 (略)            2 各課程における修業年限は、一般課程においてはおおむね2ヶ月以内、応用課程においては1ヶ月以内とする。一般課程と応用課程を一体的に実施する場合には、おおむね3ヶ月以内とする。            ただし、受講生の病気等のやむを得ない理由による場合は一般課程においては4ヶ月以内、応用課程においては2ヶ月以内、一般課程と応用課程を一体的に実施する場合は6ヶ月以内とする。</p> <p><b>第2章 事業者の指定等</b>            第4条            1 (略)            2 申請者は、前項の申請にあたっては、前条第1項に規定する両課程を一体的に申請するものとする。<u>ただし、知事が認める場合は、一般課程のみ、応用課程のみの申請を行うことができる。</u>            3 から 5 (略)</p> <p>第5条 から 第6条 (略)</p> <p><b>第3章 研修事業の実施</b>            第7条 から 第10条 (略)            第11条            1 から 2 (略)            3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、<u>再開届</u>、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。            なお、前項に該当する事業者は、第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p><b>第4章 研修事業の廃止 (略)</b></p> <p><b>第5章 指導及び調査</b>            第16条 から 第17条 (略)            第18条            1 (略)  <u>2 知事は、前項の規定による処分を行ったときは、その旨を公表することとする。</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p><b>第6章 その他 (略)</b></p>	<p><b>第1章 総則</b>            第1条 から 第2条 (略)            第3条            1 (略)            2 各課程における修業年限は、一般課程においてはおおむね2ヶ月以内、応用課程においては1ヶ月以内とする。一般課程と応用課程を一体的に実施する場合には、おおむね3ヶ月以内とする。            ただし、受講生の病気等のやむを得ない理由による場合は一般課程においては4ヶ月以内、応用課程においては2ヶ月以内、一般課程と応用課程を一般的に実施する場合は6ヶ月以内とする。</p> <p><b>第2章 事業者の指定等</b>            第4条            1 (略)            2 申請者は、前項の申請にあたっては、前条第1項に規定する両課程を一体的に申請するものとする。            3 から 5 (略)</p> <p>第5条 から 第6条 (略)</p> <p><b>第3章 研修事業の実施</b>            第7条 から 第10条 (略)            第11条            1 から 2 (略)            3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。            なお、前項に該当する事業者は、第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p><b>第4章 研修事業の廃止 (略)</b></p> <p><b>第5章 指導及び調査</b>            第16条 から 第17条 (略)            第18条            1 (略)</p> <p>第19条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日等) この要綱は、平成23年10月12日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成24年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例) 平成23年9月30日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成24年3月31日までの間に研修を開始する場合においては、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前(平成23年12月31日までに研修を開始する場合においては14日前)までに」と読み替える。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p><u>附則 (施行期日等)</u> <u>この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p><u>別表(第5条関係)</u> 研修機関が公表する情報の内訳 情報の種類、内容 (略)</p>	<p>第6章 その他 (略)</p> <p>附則 (施行期日等) この要綱は、平成23年10月12日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成24年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例) 平成23年9月30日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成24年3月31日までの間に研修を開始する場合においては、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前(平成23年12月31日までに研修を開始する場合においては14日前)までに」と読み替える。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表 研修機関が公表すべき情報の内訳 情報の種類、内容 (略)</p>